

# 令和 2 年第 11 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 10 月 1 日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和2年10月1日（木）

午後3時4分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議案 ]

議案第105号 農地法第3条許可について

議案第106号 農地法第4条許可について

議案第107号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第108号 農地法第5条許可について

議案第109号 非農地証明について

議案第110号 農用地利用集積計画の決定について

議案第111号 宮崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)  
について

[ 報告 ]

報告第54号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項第8号）

報告第55号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第7号）

報告第56号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項本文）

報告第57号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項本文）

報告第58号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第59号 相続等による権利移動について（農地法第3条の3）

4. 出席委員

1番 日 高 隆 志	2番 岡 武 義	3番 桑 番 節 夫
4番 久保田 章 生	5番 鬼 塚 健 太	6番 川 野 富 男
7番 川 越 定 光	8番 川 崎 和 久	9番 松 田 実
10番 川 越 忠 次	11番 長 友 紘 子	12番 川 越 正 彦
13番 岡 原 明 美	14番 持 原 義 信	15番 小 倉 俊 博
16番 佐 藤 裕次郎	17番 片 上 英 行	18番 高 間 秀 一
19番 川 越 達 也	20番 前 田 峰 子	22番 外 蘭 香
23番 蛭 原 安 德	24番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

21番 中 村 和 寛

6. 事務局出席者

局長	日高国弘	農地調整係長	稗苗茂樹
次長	西領敏一	農地調整係主査	川越昌志
次長補佐兼総務係長	鍋島雅俊	農地調整係主査	山之上智美
総務係副主幹	迫田秀一朗		
総務係主事	加野歩夢		

7. 市長部局出席者

なし

署名委員

議長

松田美



委員

久保田章生



前田峰子



午後 3 時 4 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 11 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番久保田章生委員、20 番前田峰子委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いしております。

議案第 105 号「農地法第 3 条許可について」は 29 件でございます。

議案第 106 号「農地法第 4 条許可について」は 6 件でございます。

議案第 107 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 108 号「農地法第 5 条許可について」は 35 件でございます。

議案第 109 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 110 号「農用地利用集積計画の決定について」は 306 件でございます。

議案第 111 号「宮崎市農業委員会「農地法等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について」は 1 件でございます。

以上、審議件数は 379 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、82 万 1,833.51 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、30 万 5,089.51 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 議案第 105 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。1 ページの番号 130、3 ページの 141、5 ページの 149 が該当しますが、申請者が基盤強化法と 3 条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 128 を御覧ください。

受人の経営面積が 0 平方メートルとなっておりますが、綾町で 7,910 平方メートル耕作しており、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、綾町農業委員会に全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

同様に、他市町村と併せて総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、1 ページの番号 129、3 ページの番号 138、6 ページの番号 151 がございます。

また、今回の申請で総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、1 ページの番号 131、2 ページの番号 132、133、135、136、3 ページの番号 137、4 ページの番号 142、143、144、145、5 ページの番号 146、6 ページの番号 153、154 がございます。

次に、番号 130 を御覧ください。

受人は認定農業者になっております。通常、認定農業者は基盤強化法を用いて利用権の設定をすることが多く、受人も基盤強化法での利用権を希望しておりましたが、市街化区域については対象区域外になることから、3 条申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号135、136、3ページの番号137を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、幼少期より実家の農業を手伝い、稻作を行ってきましたが、地域の水田を守っていきたいという思いから、兼業農家として自らが主となり営農するよう計画し、本申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○23番（蛯原委員） 先ほど、認定農業者が農用地区域を3条で申請しているところがよく分からぬのですが、認定農業者の場合は、農用地区域は基盤強化法で行ったほうがメリットがあると思いますが、なぜ3条なのかを教えていただきたい。

○事務局（山之上） 番号130番については、基盤強化法では市街化区域は利用権を結べないことになっていますので、3条申請に至ったということです。

○23番（蛯原委員） この項目の農振の区分に、農用地区域と書いてますが、ここは市街化区域なんですね。

○事務局（山之上） 番号131でしょうか。

○23番（蛯原委員） 番号141番です。認定農業者で、農用地区域になっていて、3条よりも売り手も買い手もメリットがある基盤強化法が良いのではと思い、お聞きしました。

○事務局（山之上） 今回、141番は、行政書士が認定農業者であることを理解したうえで、3条申請で持ってこられています。基盤強化法でも申請できることはお話ししたうえで、受人の方が3条での申請を選択されていますので、こちらとしては、申請どおり受理したものです。

○23番（蛯原委員） 行政書士が自分の判断あるいは農家の方が自分の判断で「3条がいいですよ」と言った場合は、たとえどんなに「基盤強化法がメリットがありますよ」と事務局が言っても、3条で申請すると言われた場合は本人申請のとおり3条申請になるということですね。

○事務局（山之上） おっしゃるとおりです。

○23番（蛯原委員） 分かりました。認定農業者なら必ず基盤強化法で申請するだろうと思っていましたが、違うんですね。

○8番（川崎委員） 番号141番については、土地の売買価格が安いものですから、基盤強化法ではちょっと無理です。あまりにも安いものですから、3条申請でと私からもお願いしました。

○事務局（西領） 川崎委員が言われたとおり、基盤強化法であっせんする場合の価格は、その地元の近隣価格に合わせて売買するという決まりになっています。大幅に価格が高い場合や低い場合については、3条を使っていただくことになります。

以上でございます。

○23番（蛯原委員） 売買価格が高い場合、安い場合、要するに、その近辺の相場価格を飛び出すような案件についてはということですね。

○事務局（山之上） はい。

○23番（蛯原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、片上英行委員の退室を求める

(17番片上英行委員退室)

○事務局（山之上） 番号150を御覧ください。

本申請は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくとも例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件つきでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件などに加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 150番についてですけれども、賃貸借契約になっておりますが、賃借料が年719円となっています。10アール当たりにすると23円になりますが、どういう計算根拠があるのでしょうか。

○事務局（山之上） 先月もこの法人は申請を上げているのですが、全て、10アール

当たりの賃借料を 23 円で設定しているようで、解除条件付の契約書にも記載されていますので、2 筆の分を合計して金額を計上しております。

○1 番（日高委員） 23 円となっているんですね。

○事務局（山之上） はい、なっています。

○1 番（日高委員） 了解しました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

片上英行委員の入室を求めます。

（17 番片上英行委員入室）

○議長（松田） 次に、6 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 151 を御覧ください。

本案件は、新規就農者による申請です。申請人は、幼少期より実家の農業を手伝い、稲作を行ってきましたが、経営を移譲し、今後は兼業農家として自らが主となり営農するよう計画し、本申請に至ったものです。

次に、番号 153 を御覧ください。

本案件は、新規就農者による申請です。申請人は、これまで渡人である父とともに稲作などを行っておりましたが、父が高齢となり、管理できない土地も増えてきたことから、一部、生前贈与を受け、今後は兼業農家として自らが主となり営農するよう計画し、本申請に至ったものです。

最後に、番号 154 を御覧ください。

本案件は、親から子への使用貸借です。渡人は、農業者年金の特例付加年金を受給しており、申請農地につきましては、平成 20 年 2 月から 10 年間、今回同様農地法第 3 条の許可を得て、親子間で使用貸借が行われておりましたが、期間満了後、再設定の手続が行われていなかったことから、今回申請が行われたものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第106号農地法第4条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号28を御覧ください。

申請人は、宮崎市村角町在住の農家です。申請地は、宮崎市村角町にあります東大宮中学校から北東に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用倉庫として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可

の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

次に、番号 29、31 については、農地法の許可を得ずに、整地していたことや農業用倉庫として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準等を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号 32 を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字長嶺に本拠を置く発電事業などを営む法人です。

本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものですが、今回 4 条申請になった経緯について説明します。

申請地につきましては、登記地目は農地以外の山林であります。この筆は現状が農地であったことから、農地台帳に登載されています。登記地目が農地以外であっても、農地台帳に登載された土地を農業以外の用途で利用する場合は農地法の手続が必要となることから、申請に至ったものです。

本来は申請人が当該土地を取得する際に農地法の手続が必要でしたが、登記地目が山林であったことから、農地法の手続を失念していたものであり、始末書付の案件となっております。

なお、関連議案は、10 ページの議案第 107 号番号 6、11 ページの議案第 108 号番号 213、214 です。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 107 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について、10 ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用計画の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 6、9 ページの議案第 106 号番号 32、11 ページの議案第 108 号番号 213、214 を御覧ください。関連がありますので、併せて説明します。

今回、太陽光発電施設の敷地拡張（事業拡大）に伴い、全体面積（転用面積）を変更するものです。変更前は、宮崎市高岡町小山田の農地に太陽光発電施設を建設する目的で農地法第 5 条の許可申請を行い、令和 2 年 3 月 19 日に許可を得ています。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」、それからカラーで「合成字図」を配付しております。「農地法第 5 条許可資料」については、1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

まず、合成字図を御覧ください。

4 条につきましては、先ほど説明したとおりです。ピンク色になりますが、その部分が 1 地所、2 筆のうち地番 269 が番号 32 に該当しています。

5条につきましては、黄色の部分が3ヵ所、3筆が所有権移転として番号213に該当しています。緑の部分は3ヵ所、3筆のうち、地番13と207-2の2筆は全てを借地として、地番206-1の1筆は一部を借地として、番号214に該当しています。

また、それ以外の追加用地は、赤色の点線で囲まれた箇所になります。

次に、番号213、214について説明いたします。

申請人のうち、番号213の渡人は宮崎市高岡町小山田在住の個人など3名、番号214の渡人は宮崎市高岡町上倉永在住の個人など2名、受人は、番号213、214とも宮崎市大字長嶺に本拠を置く発電事業などを営む法人です。申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町下倉永にあります祇園台団地から南西に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっています。申請地の周囲にはフェンスを設置し、雨水は新設する調整池を経由し、宮崎県管理の河川に放流します。なお、河川管理者とは協議済みでございます。また、新設される調整池は、50年に一度の大雨にも対応できる設計となっております。

今回申請された太陽光発電施設の建設に当たり、農地法のほかに森林法に基づく許認可が必要となっており、その際、排水計画を含め審査することとなっています。なお、同法と連携して対応する予定にしております。

他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○24番（松田委員） 申請地の総面積はどのくらいなんですか。

○事務局（川越） こちらの事業計画変更申請の内容の下段に記載されております。全体面積としては6万5,332.86平米、1万1,386.86平米の増ということになります。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 108 号農地法第 5 条許可について、11 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

番号 213、214 を御覧ください。

先ほど説明したとおりでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号 215 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原町在住の個人、受人は宮崎市昭栄町在住の個人 2 名です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から北に約 400 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。なお、申請地は、農地法の許可を得ずに、露天資材置場として利用していたことから、始末書付の案件となっています。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可

の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透、生活排水は公共下水道へ接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

同様に「農業振興地域」の「農用地区域」及び「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、13ページの番号218から15ページの番号225までと227です。

なお、14ページの番号224と15ページの番号225は、現在、「農用地区域」から除外申請中です。

また、15ページの番号227は、既に造成されており、始末書付の案件となっています。立地基準・一般基準等も満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号216を御覧ください。

申請人のうち、渡人は国富町大字深年在住の個人、受人は宮崎市花ヶ島町に本拠を置く土木事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市池内町にあります池内小学校から西に約1.2キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の道路改良工事に伴う現場事務所などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」になりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号217です。この案件も始末書付となっており、農地法の許可を得ずに、仮設倉庫などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準等を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

さらに、他の案件も追認申請がありますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号226を御覧ください。

申請人は、渡人、受人とも宮崎市清武町今泉在住の農家で親子です。申請地は、宮崎市清武町今泉にあります宮崎レイクサイドゴルフ俱楽部北側に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎などを建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、令和2年7月に「農業用施設用地」に用途変更を行い、不許可の例外である「農用地利用計画

に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎、堆肥舎は床にコンクリート底盤を張り屋根をつけ、雨水は家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止し、地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○24番（松田委員） 清武町の区域について事前に下見させていただきましたが、堆肥小屋として助成事業を活用して堆肥小屋を建てていますが、実際は3分の2ぐらい車庫になっています。ああいうところは改めてもらうようにお願いしたいと思います。

○事務局（稗苗） 私も現地を見ていますが、松田委員が言われるとおり、そこに農業用の車が少し置いてあったと記憶しています。堆肥舎として建てられていますので、そういう車庫的な使い方は当然不適切ですので、許可を出す際には、適正に農業用施設として使うよう指導していきたいと思っております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号232を御覧ください。

申請人のうち、受人は、第一種動物取扱業を登録し、宮崎市大島町でペットショップを営む個人です。本案件の申請事由に記載されています「露天型動物飼育観覧所」は、柵で囲まれ、動物が自由に動き回れる広場であります。また、計画では、プレハブの休憩所や露天駐車場が併設される予定になっております。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、20ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、21ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第4条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号32番、及び農地法第5条許可申請で許可相当となりました番号213番、214番につきましては、10月13日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第109号非農地証明について、22ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第109号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1件の案件について説明いたします。

申請番号17は、登記簿地目が畠であります。現況は宅地として利用されており、昭和22年当時の航空写真、また字図及び登記簿謄本等も確認した結果、昭和27年以前から同様の利用がされていることが確認できました。このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、9月23日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第110号農用地利用集積計画の決定について、別冊1の1ページから90ページまでと、別冊2の1ページから71ページまで、及び別冊3の1ページから5ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、桑畠節夫委員、佐藤裕次郎委員、川越正彦委員、川越達也委員、前田峰子委員の退室を求める。

（3番桑畠節夫委員、16番佐藤裕次郎委員、12番川越正彦委員、  
19番川越達也委員、20番前田峰子委員退室）

○事務局（加野） 議案第110号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、別冊3の1ページの番号99番から5ページの番号106番までの8件でございます。

利用権設定につきましては、別冊1の1ページの番号1069番から別冊2の71ページの番号1353番までの285件でございます。

内訳といましましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が90件、貸借権の再設定が10件、新規設定が181件となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

桑畠節夫委員、佐藤裕次郎委員、川越正彦委員、川越達也委員、前田峰子委員の入室を求めます。

(3番桑畠節夫委員、16番佐藤裕次郎委員、12番川越正彦委員、  
19番川越達也委員、20番前田峰子委員入室)

○議長（松田） 次に、別冊2の72ページから78ページまでの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、桑畠節夫委員、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(3番桑畠節夫委員、16番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、別冊2の72ページの番号1354番から78ページの番号1366番までの13件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

桑畠節夫委員、佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

(3番桑畠節夫委員、16番佐藤裕次郎委員入室)

○議長（松田） 議案第111号宮崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、別紙1ページから4ページを議題とします。

○事務局（加野） 議案第111号宮崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について御説明いたします。

別紙を御覧ください。

本指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、宮崎市の農地利用の将来ビジョンを描くものとなっております。

具体的には、「農地等の利用の最適化の推進」のため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の3つについて、数値目標とその目標達成に向けての具体的な推進方法を定めるものでございます。

この指針については、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしており、令和2年7月20日をもって農業委員及び農地利用最適化推進委員が改選となったことから、今回、指針の検証・見直しを行うものでございます。

今回の指針の検証・見直しについては、各農業委員の意見を踏まえ、具体的な推進方法や各地区で推進しやすい内容にしたいと考え、全ての地区の農業委員が所属しております経営改善推進委員会で指針の検証・見直しを行わせていただきました。

指針の見直しを行った部分については、網かけと下線を引いております。目標年度や数値目標については、国が定めております「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に合わせて設定しております。その他の文言や数値等についても、現状に合わせて見直しを行っております。説明は以上になります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 54 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 55 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 19 件でございます。

報告第 56 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 57 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 24 件でございます。

報告第 58 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 5 件でございます。

報告第 59 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 15 件でございます。

なお、報告第 54 号、第 55 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 56 号、第 57 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なれば、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 2 年第 11 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 8 分閉会